

総合計画の概要

1 総合計画策定の構成と計画期間

従来の総合計画は、地方自治法の規定による基本構想の策定は義務付けのほか、国の指導により、その大枠の構成を含め、国の意向に沿ったものとなっていた。

(1) 策定の義務付け

従来、地方自治法の旧第 2 条第 4 項では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていた。

(2) 計画期間

昭和 44 年に自治省から都道府県知事宛に通知した「基本構想の策定要領について」によると、期間は「一般的にはおおむね 10 年程度の展望は持つことが適当である」とされていた。

基本構想：一般的には 10 年の場合が多いが、期間を定めていない例もある。

基本計画：一般的には 5 年の場合が多いが、近年は首長の在任期間（マニフェスト）との連動を図るため 4 年（総合計画期間は 12 年）とする例もある。

実施計画：一般的には 3 年とし、毎年度ローリングを行う例が多いが、基本計画と同じ期間とし、ローリングを行わない例もある。

(3) 総合計画の構成

自治省行政局が設置した「市町村計画策定方法研究会」が昭和 41 年に発表した報告書で 3 階層の計画構成（基本構想・基本計画・実施計画）が示されたことを背景に、多くの市町村で 3 階層の総合計画が採用され、一般的な構成となっている。

基本構想	市町村の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの。
基本計画	将来の目標及びその目標に到達するための市町村の施策の大綱を、体系づけて取りまとめたもの。
実施計画	基本計画で定められた市町村の施策の大綱を、現実の行財政の中においてどのように実施していくか明らかにするためのもの。

近年の状況：2 階層以下（基本構想+基本計画又は基本構想+実施計画）に簡素化する例もある。

(4) 策定の義務付けの撤廃

平成 23 年 8 月に、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、市町村の基本構想の策定義務が撤廃された。

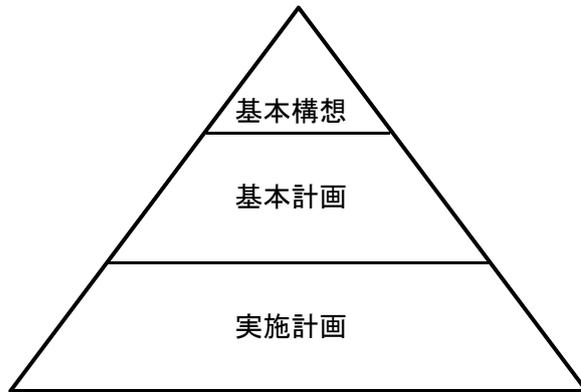
各市町村では自らの判断により、新たな位置付けによる総合計画の策定が求められている。

近年の状況：総合計画を廃止し、その代替として中期的な市政運営の方針等を策定する動きもある。

平成 25 年度 第 3 回一関市総合計画審議会資料

2. 総合計画の構成とメリット・デメリット

(1) 従来一般的な 3 階層の総合計画のイメージ



●メリット

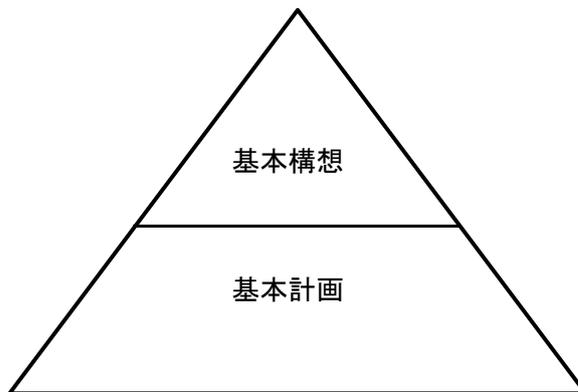
- ・構想から計画までの整合性・連動性が高い。
- ・従来からの構成であるため、わかりやすい。
- ・まちづくりの全施策を網羅する基本計画となる。

●デメリット

- ・基本構想と基本計画の内容が重複しやすいため、位置付けや役割が不明確になりやすい。
- ・計画は総花的で形骸化している面がある。
- ・計画全体のボリュームが大きいため、策定に係るコストが大きい。

(2) 2 階層成の総合計画のイメージ

① (基本構想 + 基本計画)



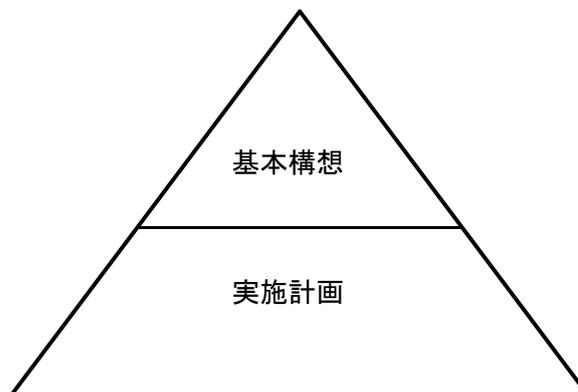
●メリット

- ・毎年度ローリング方式で策定している実施計画を廃止し、全体の構成を簡素化することで、コストを抑えることができる。
- ・毎年度の予算編成において、予算作成のプロセスを簡素化できる。

●デメリット

- ・実施計画を策定していないため、予算編成の指針として、新規事業実施の可否を判断する機会が無くなる。
- ・中期の事業費を把握できない。

② (基本構想 + 実施計画)



●メリット

- ・構成の簡素化により、策定に係るコストを抑えることができる。
- ・中期の具体的な事業について、計画として明確に示すことができる。

●デメリット

- ・実施計画は毎年度のローリング方式を採用しないため、正確な事業費を捉えることができない。
- ・全分野を網羅した計画がない。
- ・基本計画がないため、実施計画のボリュームが大きくなる。